

議案第9号

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年逗子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

第18条を次のように改める。

（償還の免除）

第18条 市長は、法第13条の規定に基づき災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるとき。

第19条第1項中「その他」の次に「令に定める」を、「やむを得ない理由により、」の次に「災害援護資金の貸付けを受けた者が」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第19条第2項中「貸付金」を「災害援護資金」に改める。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

(報告等)

第20条 市長は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(審査委員会)

第21条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、逗子市災害弔慰金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例第11条、第18条、第19条及び第20条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第57号を第58号とし、第56号の次に次の1号を加える。

(57) 災害弔慰金等審査委員会委員

第2条第1項中「第56号」を「第57号」に改め、同条第2項中「第57号」を「第58号」に改める。

別表第1中「第43号及び第45号から第55号まで」を「第43号、第45号から第55号まで及び第57号」に改める。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議に係る審査委員会を設置するほか、所要の規定を整備する要あるため提案する。